

外国人材の中長期的なキャリアパス構築

令和 7 年11月12日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

分野別運用方針

- 育成就労制度及び特定技能制度において個別分野ごとに策定する制度の運用に関する方針
- この中で、国土交通省は、関係業界等と協働して、建設分野における「育成・キャリア形成プログラム」を策定する旨を記載

育成・キャリア形成プログラム

- 育成就労外国人又は特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成が予見でき、また関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針
- この中で、育成就労外国人及び特定技能外国人の受入企業は、「キャリア育成プラン」を作成・運用することが望ましい旨を記載

キャリア育成プラン

- 受入企業が作成する育成就労外国人や特定技能外国人の具体的な育成計画
- 各専門工事業団体において、各職種ごとの特性等に応じて「キャリア育成プラン(モデル例)」を作成・公表することを想定
- 各受入企業は、「キャリア育成プラン(モデル例)」を参考にして、受入企業の事情や職種の特定等に応じて「キャリア育成プラン」を作成

【建設分野】 育成・キャリア形成プログラム

素案

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

凡例	黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
	赤色	在留資格の移行に係る要件		
	青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの		

《育成就労計画》

《1号特定技能外国人支援計画》

キャリア ステップ の概要	来日	育成就労 (1 ～ 3 年目)			特定技能 1 号 (4 ～ 8 年目)				特定技能 2 号 (9 年目～)
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目～
講習受講・ 資格取得	技能検定 基礎級	特定技能 1 号評価試験				特定技能 2 号評価試験			
	育成就労 評価試験 初級	技能検定 3 級		技能検定 2 級		技能検定 1 級		登録基幹技能者	
	育成就労 評価試験 初級	育成就労評価試験 専門級							
	新規入職者 安全衛生 教育	その他業務上必要な作業に係る特別教育・技能講習							
日本語 能力	A 1 相当	転籍要件 (A 2.1 相当)	特定技能 1 号 移行要件 (A 2.2 相当)	特定技能 2 号移行要件 (B 1 相当)				B2 相当以上	
マネジメント 経験						班長としての 就労日数 3 年		職長としての就労	
その他 (フォローアッ プや意欲向上策 等)	入国後 講習			受入後 講習					
	技能修得や資格取得状況に係る目標設定、定期的なフォローアップ (建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用、キャリア育成プランの作成・運用等 (※))								

(※) 本プログラムを踏まえて、各専門工事業団体が各職種ごとの特性等に応じた「キャリア育成プラン(モデル例)」を作成・公表するとともに、各受入企業がこれを参考にして「キャリア育成プラン」を作成し、外国人技能者の育成を図ることが望ましい。